

# 島原市地域防災計画

## (令和5年度版)

令和5年6月

島原市防災会議



# 島原市地域防災計画

— 本 編 —

令和5年6月

島原市防災会議



# 第 1 編 総則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画の策定方針
- 第 2 節 関係機関等の業務大綱
- 第 3 節 市の概況
- 第 4 節 災害危険性
- 第 5 節 防災対策の基本目標

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針などについて明らかにするものである。

### 自助・共助・公助とは

災害の被害を軽減するためには、『自助・共助・公助』が不可欠である。3つの連携が円滑なほど、災害の被害は軽減できる。

「自助」: 自分の身は自分で守る

自助

共助

公助

「共助」: 自分たちの地域は自分たちで守る

「公助」: 市をはじめ国、県、防災関係機関などが行う応急対策活動

## 第 2 編 災害予防計画

### 第 2 章 災害予防計画

- 第 1 節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第 2 節 災害に強いまちづくり
- 第 3 節 災害に備えた防災体制づくり

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

# 第3編 災害応急対策計画

## (風水害、震災、特定災害)

### 第3章 風水害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請・受入れ
- 第6節 救助活動
- 第7節 消防活動
- 第8節 医療・救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者等対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・処理活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 公安警備計画
- 第19節 水防計画
- 第20節 土砂災害防止計画

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

## 第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請・受入れ
- 第6節 救助活動
- 第7節 消防活動
- 第8節 医療・救護活動
- 第9節 交通対策・緊急輸送
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者等対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・処理活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 公安警備計画
- 第19節 二次災害の防止対策

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

## 第5章 特定災害応急対策計画

- |       |               |
|-------|---------------|
| 第 1 節 | 活動火山「雲仙岳」災害対策 |
| 第 2 節 | 溶岩ドーム崩壊災害対策   |
| 第 3 節 | 眉山崩壊災害対策      |
| 第 4 節 | 高潮災害対策        |
| 第 5 節 | 大手川浸水災害対策     |
| 第 6 節 | 危険物災害対策       |
| 第 7 節 | 原子力災害対策       |
| 第 8 節 | 特別災害対策        |

本章は、雲仙岳災害をはじめとする広範囲にわたる災害あるいは大規模事故時において、市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

## 第4編 災害復旧復興計画

### 第6章 災害復旧復興計画

- 第1節 災害復旧事業
- 第2節 被災者等の生活再建等の支援
- 第3節 地域復興の支援
- 第4節 災害復興計画

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

## 島原市地域防災計画の改正

平成15年 6月改正	
平成16年 6月改正	
平成17年 6月改正	
平成18年 5月改正	
平成19年 6月改正	
平成20年 7月改正	
平成21年 7月改正	
平成22年 8月改正	
平成23年11月改正	
平成27年 3月改正	
平成28年 8月改正	
平成29年 8月改正	
平成30年 8月改正	
平成31年 4月改正	
令和 2年 5月改正	
令和 3年 6月改正	
令和 4年 5月改訂	
令和 5年 6月改訂	

## 島原市地域防災計画

一本 編一

(令和5年6月)

編集・発行 島原市防災会議  
事務局 島原市市民安全課  
〒855-8555  
長崎県島原市上の町537  
TEL 0957-63-1111  
FAX 0957-62-3678